



すいた 市議会だより

No. 273 9月定例会号

編集 / 議会広報委員会

発行 / 吹田市議会

吹田市泉町1丁目3番40号

直通電話 06(6384)2696

FAX 06(6338)0920



スタジアム建設募金団体提供

(仮称) 吹田市立スタジアム完成後のイメージ

スタジアム用地借り上げ予算など可決

交通災害・火災等共済・条例廃止案を否決

9月4日から26日までの会期で9月定例会を開きました。本定例会では、平成25年(2013年)度一般

会計補正予算案や、行政委員会の委員など非常勤職員の見直しを行う報酬及び費用弁償条例等改正案など46件が市長から提出されました。

本会議初日に、グリーンニューデール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会の委員長が中間報告を行うとともに、3月定例会から継続審査していた市長給料等特例条例案の特例を適用する月等と、5月定例会から継続審査していた執行機関の附属機関条例改正案の施行日について、市長からの修正申し出を承認しました。

市長提出議案のうち、報酬及び費

用弁償条例等改正案と交通災害・火災等共済条例廃止案を否決するとともに、平成24年(2012年)度の一般会計と9特別会計及び水道・病院会計の決算認定等は、継続審査することにしました。

他の議決結果については、14、15面の議決結果、賛否一覧表をご覧ください。

主な掲載内容

9月定例会の概要	1～3
100条委員会の中間報告から	3
各会派の代表質問・質問(個人)	4～9
政府等へ意見書・決議	10～11
常任委員会の審査から	11～13
議決結果	14～15
議会日誌、要望・陳情	16

定例会の概要

100条委員会
中間報告

各会派の質問
意見書

常任委員会
議決結果

要望・陳情

要望・陳情

要望・陳情

し、あわせて附帯決議も可決しました。

職員給料の減額割合を引き上げる条例は、財政総務委員会が提出した条例案を全員賛成で可決し、平成25年（2013年）度一般会計補正予算案（第5号）は、議員が提出した修正案と、修正部分を除く原案を賛成多数で可決しました。

予 算

1 一般会計

平成25年（2013年）度一般会計予算について3億4375万円を増額補正し、総額が1053億9070万円となりました。

増額補正の主な内容は、万博記念公園内のサッカー専用スタジアム建設用地の定期借地契約に必要な公正証書の作成手数料に30万円、常時医療的ケアの必要な重度障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活の拠点となる（仮称）くらしの場を整備する社会福祉法人に有償貸し付けする、事業2課跡地の庁舎解体撤去工事に3147万円、子ども・子育て支援法に基づき子ども・子育て支援事業計画の策定業務委託料に332万円、平成30年（2018年）度の大阪外環状線鉄道の完成に合わせて整備する都市計画道路南吹田駅前線の立体交差事業に1

億1700万円、老朽化した市営住宅の、PFI方式による集約建て替えを佐竹台2丁目で行う事業に207万円などです。

減額補正の内容は、本年6月1日からの議員報酬10%削減による本年度の減額分2289万円です。

2 特別会計・事業会計

国民健康保険会計では、社会保険診療報酬支払基金への本年度拠出金額の確定に伴う精算により2371万円を減額補正し、介護保険会計では、前年度の国庫支出金等の精算に伴う返還金として6071万円を増額補正しました。

また、水道事業会計では、財団法人吹田市水道サービス公社の清算終了による残余財産の受け入れに伴い、収益的収入を7674万円、資本金的収入を300万円、それぞれ増額補正しました。

主 な 条 例

○市税条例等の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の引き下げなどを行うものです。

○老人デイサービスセンター条例等の一部改正

老人デイサービスセンターや認知

症高齢者グループホームの指定管理者になることができる者の範囲を、すべての法人に拡大するものです。（賛成多数で可決）

○執行機関の附属機関条例の一部改正

市営住宅民間資金等活用事業者選定等委員会を市長の附属機関にするものです。

単 行 事 件

○地方独立行政法人市立吹田市民病院の中期目標

来年4月の地方独立行政法人化に向けて、地方独立行政法人法の規定に基づき、達成すべき業務運営に関する目標を定めるものです。

契 約

○J R 岸辺駅南駅前広場整備工事（1億7293万円）

○南吹田下水処理場雨水滞水池機械設備工事（1億7727万円）

○千一地区公民館及び（仮称）千一コミュニティ施設建設工事（建築工事）（1億9436万円）

平成 25 年 (2013 年) 12 月定例会日程案

12月定例会は、右の日程で開催する予定です。定例会の日程案は、11月下旬に開催される予定の議会運営委員会で内定しますので、詳細は議会事務局（直通電話 6384-2696）までお問い合わせください。

- 12月3日（火）本会議（提案説明）
- 10日（火）本会議（質問）
- 11日（水）本会議（質問）
- 12日（木）本会議（質問）
- 13日（金）本会議（質問）
- 16日（月）委員会
- 17日（火）委員会
- 24日（火）本会議（討論・採決）

○ストックヤード等建設工事（建築工事、電気設備工事）請負契約、（仮称）千里丘北小学校建設工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）請負契約及び岸部第一小学校校舎耐震補強三期工事（建築工事）請負契約の一部変更

公共工事設計労務単価の改正に伴う特例措置により、請負金額を変更するものです。（審査内容の一部は11～13面に、議決結果等は14、15面に掲載）

請願

採択請願の処理報告

5月定例会で採択した請願1件について、市長から処理結果の報告がありました。

○幼保一体化施設の配置計画(案)について慎重に進めることを求める請願

同配置計画(案)は、就学前の子ども

決算・企業決算審査特別委員会を設置

平成24年(2012年)度の一般会計と9特別会計及び水道・病院の事業会計、水道事業会計利益の処分、合わせて13件の決算に関する議案が9月定例会に提出されました。

議会では、これらの議案を審査するため、二つの特別委員会を設置し、閉会中に前年度予算の執行状況と効果について審査します。

この審査結果は、12月定例会で報告される予定です。各特別委員会の委員は次のとおりです。

決算審査特別委員会

- 委員長 玉井 美樹子
- 副委員長 矢野 伸一郎

ヨンを本年3月に策定した際に、幼保一体化施設を検討するたたき台として、資料の中で示したものである。幼保一体化に不安を感じている市民が多いことを十分認識し、7月1日の政策調整検討会議において、幼保一体化施設の検討については、一定の基準による優先度に基づき、慎重に進めることを決定した。

今後、子育て世代へのアンケートなどで市民ニーズの把握に努めながら、平成28年(2016年)度から順次開設できるよう検討を進める。

企業決算審査特別委員会

- 委員 榎内 智
- 委員 川本 均
- 委員 山口 克也
- 委員 柿花 道明
- 委員 橋本 浩
- 委員 井上 真佐美
- 委員 上垣 優子

- 委員長 山本 力
- 副委員長 山根 建人
- 委員 梶川 文代
- 委員 西川 厳穂
- 委員 後藤 恭平
- 委員 和田 崇学
- 委員 藤木 亮
- 委員 小北 一美
- 委員 坂口 妙子
- 委員 倉沢 恵

100条委員会の中間報告から

グリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会の活動経過について委員長が本会議(9月4日)で報告を行いました。

提出請求等を行いました。7月29日の第15回委員会では、市長に対し、地方自治法第100条の規定に基づく記録の提出請求を行いました。また、市本庁舎低層棟屋上の太陽光発電設備設置工事費の妥当性等の調査のため、1級建築士への鑑定業務の委託等を決定しました。8月13日の第16回委員会では、証人(地方自治法第100条の規定に基づき、出頭及び証言を求める関係人)として、グリーンニューディール基金事業の担当者等の職員4人に対して尋問を行いました。その後、大阪府知事に対し、地方自治法第100条の規定に基づく記録の提出請求を行いました。

本年3月7日の第10回委員会では、関係企業の代表取締役を参考人として質問を行い、関係者に対する追加の資料要求などを行いました。3月16日には、市から大阪府警察本部に提出中の資料を閲覧するため、同本部への実地調査を行いました。4月18日の第11回委員会では、法的助言等を得るため、弁護士との委託契約締結を決定しました。6月27日の第13回委員会では、環境省をはじめ関係者に対し、地方自治法第100条の規定に基づく記録の提出請求等を行いました。また、公益通報者保護法に基づく公益通報窓口の設置を決定し、委員会終了後、同法に基づく調査のため、関係職員にアンケート用紙を配付しました。

7月16日の第14回委員会では、環境省、大阪府知事に対し、地方自治法第100条の規定に基づく記録の提出請求等を行いました。8月27日には、委託建築士による市本庁舎低層棟屋上の太陽光発電設備の現場調査が行われました。

9月2日の第20回委員会では、証人として、総務部、環境部等の職員5人に対する尋問などを行いました。8月27日には、委託建築士による市本庁舎低層棟屋上の太陽光発電設備の現場調査が行われました。9月2日の第20回委員会では、証人として、前副市長や関係職員2人に対して尋問を行いました。※なお、中間報告後の活動については、9月4日の第21回委員会及び10月16日の第22回委員会で、井上哲也後援会に対し、地方自治法第100条の規定に基づく記録の提出請求等を行い、10月22日には、再度大阪府警察本部への実地調査を行いました。